

論文の内容の要旨

氏名：仲 野 由佳理

博士の専攻分野の名称：博士（教育学）

論文題名：矯正教育におけるナラティブ実践の機能に関する教育学的研究

——過剰な権力を棄却する自律的な主体変容に向けて——

1. 研究の背景と目的

近年の教育改革および教育に関する提言は、自ら主体的に目標設定を行う、目標に基づき責任ある行動をとる力を身につけるなど、いわば「自律性の涵養」を意味するものと理解できる。高度経済成長を背景として、「教育」は経済発展を支える労働力を育成・提供するものとして社会的地位を獲得したはずだったが、1980年代から90年代にかけて大きな反教育学のうねりが生じ、教育に対する不信が問われるようになった。反教育的な動きは、教育に内在的な権力性・支配性・抑圧と「子どもの自由（自律性）」の関係性をめぐる問題を暴露し、児童中心主義や新教育運動への関心を喚起した。対極にある二つの立場は、どちらもそれぞれに問題をはらんでいるが、広田（2009）が指摘するのは「自由と強制のバランスや程度」である。子どもの自由の制約と引き換えに行われる公教育が、将来的な自律性や自由の獲得に意味あるものかどうか重要というわけだ。1970年代以降の教育問題、1990年代以降の少年犯罪の凶悪化をめぐり、問題解決の一形式として「教育」が注目されるなか、「自由と強制のバランスや程度」をめぐる具体的な解が必要であろう。

そこで本研究の目的は「教育の権力性を前提としつつ、（過剰な権力・管理教育を棄却できるような）自律的な主体形成はいかにして可能となるのか」を、具体的な実践場面をもとに検討・考察することとする。

2. 調査の概要

本研究が対象とする矯正教育は、少年司法の手続きに組み込まれた教育機関で実践される教育である。司法権力や教育の権力性を自覚しつつ、未成年者に対する人権上の配慮から過剰な権力に対する十分な注意のもと、少年自身の能動的かつ主体的な変容を引き出すことを重視する。教育の権力性を前提としつつ、過剰な権力・管理教育を棄却できるような自律的な主体形成はいかにして可能となるのかを明らかにする本研究の対象には矯正教育が最も適している。調査は、法務省矯正局および「矯正施設における教育研究会」および「少年の社会復帰に関する研究会」の協力のもと、A男子少年院・B女子少年院・C女子少年院でSSTの実践場面の参与観察および指導者・受講者（在院少年）へのインタビュー調査、D女子少年院では創作オペレッタという音楽劇の参加少年への継続的なインタビュー調査、指導者へのインタビュー、過去の音楽劇の映像および脚本等の資料収集、自由記述式のアンケートを実施した。全ての調査は、JSPS 科研費 18653083、24330239、21530807、15K04375、15J40053の助成を受けたものである。

3. 本研究の知見

まず「第1章 矯正教育における「教育」の含意」では、戦前史から「監獄での教育」を源流とした矯正教育が、諸外国の少年司法制度及び矯正思想を参照し、実践化されてきたことを示した。矯正教育における「教育」は、社会防衛を目的とする「社会防衛的教育主義」に立脚し、それによって制限される。続く「第2章 矯正教育理論における言語化実践の位置づけ」では、戦後の増加する収容者による少年院内の混乱・無秩序状態に対して、学校教育における生活指導実践の知見（集団主義教育）を参考として沈静化が目指されたことを示した。少年院の特性上、学校教育と同様の効果は得られなかったが、生活綴り方指導は少年の経験や感情の言語化という点で有用性が認識され、更生と「自己物語の語り直し」を関連づけるナラティブ実践の萌芽となった。

「第3章 矯正教育実践を読み解く手がかりとしての「ナラティブ」」では、ナラティブ概念の系譜と来歴、矯正教育を解釈する枠組みとしての導入の経緯を説明した。少年の変容を「ナラティブ」

概念を用いて解釈することで、矯正施設への入院が新たな言語資源やプロットを獲得するための人為的な仕掛け（環境の変化を活用する）である可能性を指摘した。

分析となる「第4章 矯正教育における「規範」」では、過去の経験や感情を踏まえ、将来的な行動変容を目指した語り直しの過程では、更生という目指すべき目標に対して手段的な目的合理的行為、そして信念に対して自足的な価値合理的行為に類する語りが観察されたが、いずれも更生の抑止及び促進するという両義的なものだ。この両義性は、語り手である少年に「行為をめぐる価値の意識化」と「葛藤を保持し続けていく」という二つの規範を求める。これに関して「第5章 ナラティブ実践における調停／調整」では、指導に当たる教官の語りから両義性が「理想と現実の乖離」をめぐる主題化されることを指摘した。この乖離による葛藤に対し、法務教官は葛藤を引き起こすく支配的なディスコース>の影響を探り、少年とともに<代わりのディスコース>の探求を試みる様子が明らかになった。指導者の働きかけは、理想と現実の乖離をめぐる対立を対話的に解決することを目指したものであり、ナラティブ実践を「調停／調整的实践」として活用している可能性が示唆された。

加えて、より積極的に更生／立ち直りを証明する足場となる物語創出に向けて、少年が獲得する教育的行為としての物語化の技法について検討した。「第6章 物語生成における矯正教育の役割」は、創作オペレッタという全員参加型の教育プログラムに着目し、教育的行為としての物語化が“(矯正教育上) 望ましい／望ましくない”というコードの制約を受けること、物語化の技法として①自己理解のための言語資源の獲得、②物語化を契機としたコラボレイティブな関係の構築、③社会への再統合に向けた「昇格儀式」的役割、の三つの技法を指摘した。この過程では、入院する以前の生活を通して獲得した価値観や行動様式の一部は、少年の新たな物語化を阻む支配的な言語資源・プロットとして棄却され、教育プログラムが提供する枠組みを活用した新たなく変容の物語>の創出が促される。このような権力の脱構築実践は、ナラティブ実践が持つ教育的機能（変容への主体化機能とナラティブ・コミュニティ化機能）によって促進される。

しかしながら、矯正教育におけるナラティブ実践は「期間限定」の取り組みで、「社会復帰 (= 出院)」には、管理・強制から自由へと少年の言動を制限するものが急速に変化するという難点がある。そこで、少年院から社会生活への移行期におけるく変容の物語>を考察するために、少年院と社会の中間に位置する更生保護施設に着目した。「第7章 更生保護施設における教育的介入のイデオロギー」では、急激な環境変化に対する少年の揺らぎに対する更生保護施設職員の介入のイデオロギーとして、矯正教育との連続性や差異を活用して矯正教育における学びを強化する、管理と自由のバランスを段階的に調整することで、少年院生活（管理的で他律的な行動規範）から社会生活（自由で自律的な行動規範）へ向けて働きかけることが明らかになった。さらに、矯正教育の効果や影響は「変容の消去／変容の継続／変容の改訂／変容の付加」という4つの変化として現れる可能性を指摘した。

さらに、少年のく変容の物語>に生じる変化として「第8章 困難を契機としたく変容の物語>の再構成」は、矯正教育を経由して構成されたく変容の物語>が、①矯正教育によって高められた意欲が頓挫するときに揺らぎ、改訂への促進力となる、②揺らぎに対して少年の持つ力やスキルに着目した働きかけを行うことで施設職員は「認証的聴衆」となる、③外在化は問題を社会的文脈との関連において解釈することを可能とし、新たなく変容の物語>を構成する、④移行期に経験する「格下げ」は、新たなく変容の物語>の共有化によって、語り手の葛藤や苦悩を置き去りにすることなく「再格付けの儀式」を通して位置付けられることがわかった。一連の過程は一過性のものではなく、周囲の環境が変化し、少年が様々な「揺らぎ」に直面するごとに繰り返される循環的なものであることを明らかにした。

4. 考察

矯正教育で生じる権力性は「円滑な社会復帰のために変容を説明するく変容の物語>を獲得する」ために許容される。「望ましい／望ましくない」というコードの影響下にはあるものの、ナラティブ実践という形式は、少年自身の経験知を重視／尊重することによって強制性の程度を緩和する。この矯正教育で生じる権力性とは、く変容の物語>を創出・改訂するための急激な環境変化を引き起こす、社会から少年院、少年院から社会へという二地点において作動する「期間限定の環境を変える権力」と言い換えられる。

さて、新自由主義（新保守主義）的な教育改革により、市場原理と競争が教育現場を変えつつある

なか、こうした教育改革の動向とは距離をおいてきた矯正教育も、その影響が避けられないものとなっている。特に、リスクマネジメントを目指す認知行動療法の導入や、修学支援に顕著な保護者の経済的基盤による環境調整への影響（市場原理の持ち込み）には注意が必要だ。

最後に、矯正教育に対する本研究の可能性については、ナラティブ矯正教育学の構想を提案できる。矯正教育が伝統的に取り組んできた言語化をめぐる実践を「ナラティブ」概念を用いて体系化することで、施設内処遇と社会内処遇を通底する理論的基盤や問題意識を共有できるはずだ。その上で、今後の課題として、「物語の破綻／呼び戻し」と「矯正教育の失敗」の関係、流動的かつ循環的なナラティブ実践において「失敗」とは何を意味するのかを検討する必要がある。また、教育者かつ保安要員である法務教官の複雑な立場性がナラティブ実践に与える影響も無視できない。これらは引き続きの課題としたい。